

「地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令」の概要

総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室

○ 改正の内容

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴う根拠規定の改正

令和6年5月27日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号利用法別表第二省令」という。）が廃止され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。）が制定されることとなった。

これを踏まえ、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「則」という。）第35条の2第3項において引用している番号利用法別表第二省令の規定を番号利用法情報提供省令の規定に改める。

(2) 住民基本台帳法の改正に伴う根拠規定の改正

令和6年5月27日に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）が改正され、「機構保存本人確認情報」を定義する規定に条ずれが生じることとなった。

これを踏まえ、則第37条第4項において引用している機構保存本人確認情報の根拠規定を改める。

○ 施行期日

令和6年5月27日から施行する。